

清瀬フットボールクラブ会則

2010年3月28日	制定
2011年3月26日	改正
2014年3月16日	改正
2015年3月21日	改正
2017年3月19日	改正
2018年3月24日	改正
2020年3月21日	改正
2023年3月21日	改正

第1条（名称及び所在地）

- 1 本会は、清瀬フットボールクラブと称し、略称を清瀬FCとする。
- 2 本会の事務局の所在地は、監督の自宅とする。

第2条（目的）

本会は、次の事項を目的とする。

- (1) サッカーを通じて、児童の心身の健全な発育を図り、児童が互いに助け合い、豊かな人格を形成し、社会生活上のルール及びマナーを身につけること。
- (2) 児童のそれぞれの身体能力、技量等に適応したサッカーの練習を通じて、スポーツに対する正しい知識及び理解を深め、スポーツの楽しさを習得するとともに、自己の最善を尽くし、相手を尊重するスポーツマン精神を養うこと。
- (3) サッカーを通じて、地域社会とのつながりを深め、そのスポーツの振興に寄与すること。

第3条（活動）

本会は、小学生を対象としたサッカー大会への参加を主たる活動とし、いかなる名目によるかを問わず、収益を求める活動は行わない。

第4条（会員）

- 1 本会の会員は、東京都清瀬市及びその近隣に居住する児童及びその保護者とする。
- 2 児童会員は、小学生及び小学校未就学児（翌年度及び翌々年度に小学校に就学する児童をいう。）とする。小学校未就学児が練習その他本会の行事に参加する場合は、保護者の付添いを必要とするものとし、その範囲は別に細則で定める。
- 3 保護者会員は、児童会員の親権者若しくは後見人又はこれらに準ずる者とする。
- 4 すべて会員は、第2条の目的を達成するよう努力する義務を負う。
- 5 第11条第1項第4号の規定によりユニフォームの管理を委ねられた会員は、当該管理を委ねられたユニフォームを汚損し、又は紛失した場合は、実費を弁償しなければならない。

第5条（入会）

会員になろうとする者は、入会金及び初年度スポーツ傷害保険に係る経費、合わせて1,500円を添えて、別に定める「入会申込並びに誓約書」を役員に提出しなければならない。

第6条（退会）

会員は、退会しようとするときは、役員にその旨を書面により届け出なければならない。

第7条（組織）

本会に監督、副監督、会計幹事、コーチ及び役員を置く。

第8条（監督）

- 1 監督は、本会を代表し、会の活動を統括する。
- 2 監督は、コーチ会議の推薦により総会で選任する。

第8条の2（副監督）

- 1 副監督は、副代表として、監督の職務全般について、これを補佐し、監督が欠けたとき又は監督に事故があるときは、臨時にその職務を行う。
- 2 副監督は、幹事コーチのうちから充てる。

第8条の3（会計幹事）

- 1 会計幹事は、役員が行う会計に関する事務を管理する。
- 2 会計幹事は、幹事コーチのうちから充てる。

第9条（コーチ）

- 1 コーチは、監督を補佐し、児童会員に対してサッカーを指導する。
- 2 コーチは、第2条の目的に即してサッカーを指導する情熱と意欲のある者になるものとする。
- 3 特別に監督を補佐するコーチを幹事コーチとする。
- 4 幹事コーチは、コーチの中からコーチ会議において1人以上を選任するものとする。

第10条（コーチ会議）

- 1 次の各号に定める事項を審議するため、コーチ会議を開催する。
 - (1) 具体的な活動計画の策定に関すること。
 - (2) 具体的な指導方針に関すること。
 - (3) 監督選任の推薦に関すること。
 - (4) 会則の改正に関すること。
 - (5) その他、会の具体的な運営に関すること。
- 2 コーチ会議は、毎月1回開催するのを例とする。
- 3 コーチ会議の議長は、監督が務める。
- 4 コーチ会議の事務局は、6年生の役員が務める。ただし、6年生の役員がいない場合は、5年生の役員がこれを務め、以下順次に下位の学年の役員がこれを務める。

第11条（役員）

- 1 役員は、監督及びコーチを補佐し、次の事務を処理する。
 - (1) 本会に必要な連絡に関すること。
 - (2) 練習及び試合の会場の確保に関すること。
 - (3) 会計に関すること。
 - (4) ユニフォーム及び備品の管理に関すること。ただし、ユニフォームの管理については、これを当該ユニフォームを利用する児童会員及び保護者会員に委ねることができる。
 - (5) 監督の代理人に関すること。
 - (6) その他、本会に必要な事務
- 2 役員は、各学年の保護者会員の推薦により選任する。
- 3 役員の任期は、選任の日からその日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

第12条（役員会）

- 1 役員は、本会の事務の処理について必要があるときは、随時に役員会を開催し、その議決により決定することができる。
- 2 役員会の議長は、6年生の役員のうちから、その協議により選任する。ただし、6年生の役員がない場合は、5年生の役員のうちから、その協議により選任し、以下順次に下位の学年の役員のうちから、その協議により選任する。
- 3 役員会の議長は、役員会を招集する。
- 4 役員会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

第13条（総会）

- 1 総会は、保護者会員をもって構成する。
- 2 保護者会員は、その保護する児童会員1人につき1議決権を有する。
- 3 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 基本的な活動計画の策定並びに活動報告及び会計報告の承認に関すること。
 - (2) 会費、臨時会費及び合宿費に関すること。
 - (3) 監督の選任に関すること。
 - (4) 会則の改正に関すること。
 - (5) その他、コーチ会議又は役員会において必要があると認めた事項
- 4 総会の議事は、出席した保護者会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、会則を改正するときは、出席した保護者会員の議決権の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 5 議長は、総会において選任する。
- 6 監督、コーチ及び役員は総会に出席するものとする。

第14条（総会の招集）

- 1 監督は、毎年3月に通常総会を招集する。
- 2 監督は、必要があるときは、随時に総会を招集することができる。
- 3 保護者会員が総保護者会員の5分の1以上の同意を得て、総会の議決事項を示して請求があった場合は、監督は、速やかに総会を招集しなければならない。コーチ会議の議決又は役員会の議決により請求があった場合も同じとする。

第15条（経費）

本会の運営に必要な経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第16条（会費等）

- 1 保護者会員は、会費として児童会員1人につき小学生は月額1,500円を、小学校未就学児は月額1,000円を納入しなければならない。この額は児童会員が月の途中で休会する場合も同様とし、月の当初から休会する場合はその半額とする。
- 2 前項に規定する会費の納入月分及び納入時期は、次のとおりとする。ただし、入会が奇数の月である場合は、当該月分の会費は、その翌月に納入するべき会費と合わせて納入しなければならない。

納入月分	納入時期
4月分及び5月分	当該年度の4月
6月分及び7月分	当該年度の6月

8月分及び9月分	当該年度の8月
10月分及び11月分	当該年度の10月
12月分及び翌年の1月分	当該年度の12月
2月分及び3月分	当該年度の2月

- 3 前2項の規定にかかわらず、天災その他の理由により本会の活動を休止する場合は、コーチ会議の議決により会費の納入を要しないとすることができる。この場合において、会費の納入時期が前項の表によりがたいときは、併せて、コーチ会議の議決により別に定めるものとする。
- 4 前項の場合において、コーチ会議の議決によるいとまがないときは、監督が専決し、これを専決後初めて開かれるコーチ会議に報告しなければならない。
- 5 保護者会員は、総会の決するところにより、臨時会費を納入しなければならない。
- 6 第1項及び前項のほか、保護者会員は、児童会員のスポーツ傷害保険に係る経費及び選手登録に係る経費を納入しなければならない。

第17条（合宿費等）

- 1 合宿は小学校3年生以上の学齢の児童会員について実施するものとし、保護者会員は、合宿費として実費を事前に一括して納入しなければならない。この場合において、合宿の規模及びその経費は、従前の合宿費、物価の変動等を勘案し、適切なものとしなければならない。
- 2 児童会員が合宿に参加しない場合は、納入した合宿費を返還し、その額は、参加しない旨を申し出た日より、以下の各号のとおりとする。
 - (1) 出発日の15日以前 合宿費の全額
 - (2) 出発日の14日前から8日前まで 合宿費の6分の5に相当する額
 - (3) 出発日の7日前から2日前まで 合宿費の2分の1に相当する額
 - (4) 出発日の1日前及び当日 合宿費の10分の3に相当する額
- 3 監督及びコーチは、合宿に参加する場合は、合宿会計の収支の計画又は状況に応じ、コーチ会議の議決により、当該合宿に必要な経費の一部を負担する。

第18条（弔慰金等の支出）

- 1 保護者会員、児童会員、児童会員の兄弟姉妹又は監督、コーチ若しくはこれらの者の配偶者若しくは父母が死亡した場合は、弔慰金として、清瀬フットボールクラブの名義により、10,000円を支出する。
- 2 児童会員、監督又はコーチが病気又は負傷の治療のため、病院又は診療所に5日間以上入院した場合は、見舞金として、清瀬フットボールクラブの名義により、5,000円を支出する。

第19条（会計年度）

会計年度は、毎年通常総会の日の翌日に始まり、翌年の通常総会の日に終わる。

第20条（会則の改正）

この会則を改正するときは、コーチ会議の議決により、監督が総会に諮るものとする。

附則

この会則は、1984年4月 日に設立した本会の会員、組織等に関する基本的事項を明確にし、その円滑な運営を図るものとして、2010年4月1日から施行する。

附則

- 1 この会則は、2011年3月26日から施行する。

2 2011年3月26日に開催された総会は、改正後の会則第14条第1項により招集されたものとみなす。

附則

この会則は、2014年3月16日から施行する。

附則

この会則は、2015年3月21日から施行する。ただし、改正後の会則第16条第1項及び第17条第1項の規定は、2015年4月1日から施行する。

附則

この会則は、2017年3月19日から施行する。ただし、改正後の会則第5条の規定は、2010年3月28日から適用する。

附則

この会則は、2018年3月24日から施行する。

附則

この会則は、2020年4月1日から施行する。ただし、2020年に実施する合宿の費用については、改正後の会則第17条第1項の規定にかかわらず、合宿費として児童会員1人につき10,000円を、合宿説明会の際、一括して納入しなければならない。

附則

この会則は、2023年3月22日から施行する。